

宗像市長 あて

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、宗像市内に居住していることを宗像市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを宗像市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を宗像市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を宗像市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
氏 名	※振込先は原則申請者名義の口座です		現住所	電話：		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	平成・令和 年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい ※1 (どちらかの□にチェックを入れ選択してください。)

 ① 公金受取口座を利用する

利用する場合は口座情報の記入不要

マイナンバーをお持ちの方は、マイナポータルから公金受取口座を簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。

 ② 振込口座を指定する

金融機関名	預 金 種 目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

4. 請求者と、振込先の口座名義が異なる場合にご記入下さい

氏名	続柄	住所（別居の場合のみ記載）

※1 新規の口座情報を記入された場合、確認書類として、

通帳（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるページ）の写しを添付してください。

確認書類貼付け

5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※①～⑤に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にしを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

6. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

※6 次の園に在籍している施設等利用給付第2号認定子ども又は、第3号認定子どもが認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を利用した場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります。
①預かり保育事業を実施していない幼稚園
②平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間開所日数200日未満のいずれかに該当する幼稚園

①の場合の認可外保育施設等利用給付の上限額は施設等利用給付第2号認定は月額11,300円、第3号認定は月額16,300円です。
②の場合の認可外保育施設等利用給付の上限額は、①の上限額から預かり保育事業に係る施設等利用費の支給額を差し引いた額です。